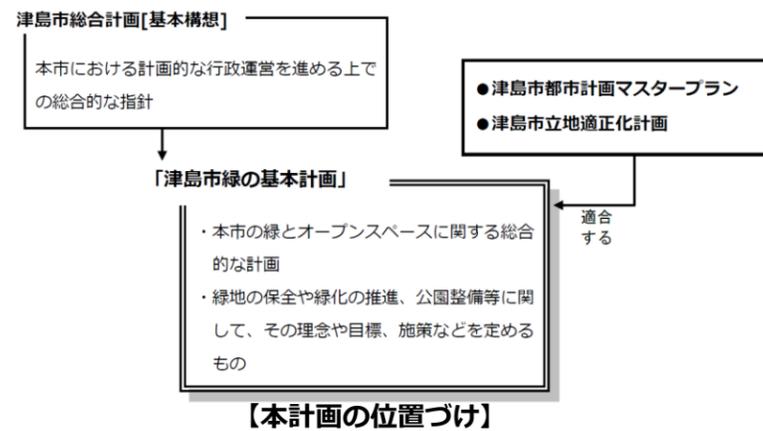


1. 計画策定の背景・目的

津島市では、緑とオープンスペースの保全や創出を推進するため、平成21年（2010年）に「津島市緑の基本計画」を策定し、緑のまちづくりを進めてきました。

計画策定後、10年が経過した現在では、少子高齢化の進行、ヒートアイランド現象に代表される気象環境の問題、激甚化するゲリラ豪雨や高い確率で発生が予測される大規模地震、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢が大きく変化し都市のあり方が見直されると同時に、「緑」の必要性も高まり、その役割も多様化してきました。しかし、多くの「緑」が機能を発揮するには、長い年月と絶え間ない労力が必要であるほか、必要としたときにすぐに作り出すことはできません。

こうしたことから、これまでの取組状況や現況の緑を分析し、令和3年（2021年）から新たにスタートする市の最上位計画となる「第5次津島市総合計画」と、まちづくりの基本計画となる「津島市都市計画マスタープラン」や「津島市立地適正化計画」に適合するとともに、県の上位計画となる「愛知県広域緑地計画」と連携を図りながら、現在の「津島市緑の基本計画」を新たな時代に向けた「STAGE2」へと発展させ、「都市の緑」の保全や創出を進めていきます。



2. 本計画で対象とする都市の緑とは

本計画で対象とする「都市の緑」とは、樹木や草花などの植物に限らず、民間・市民等が管理する民有地の緑のほか、行政・公的団体等が管理する公共が管理する公園・広場、河川、さらには豊かな自然又は良好な住環境の景観を担う農地や樹林地等まで、周辺の土地や空間全体を対象として捉えることとします。



3. 計画の目標年次

本計画は、「愛知県広域緑地計画」や「津島市都市計画マスタープラン」等との整合を図るため、おおむね10年後となる令和12年（2030年）を目標年次とします。

4. 緑づくり基本理念

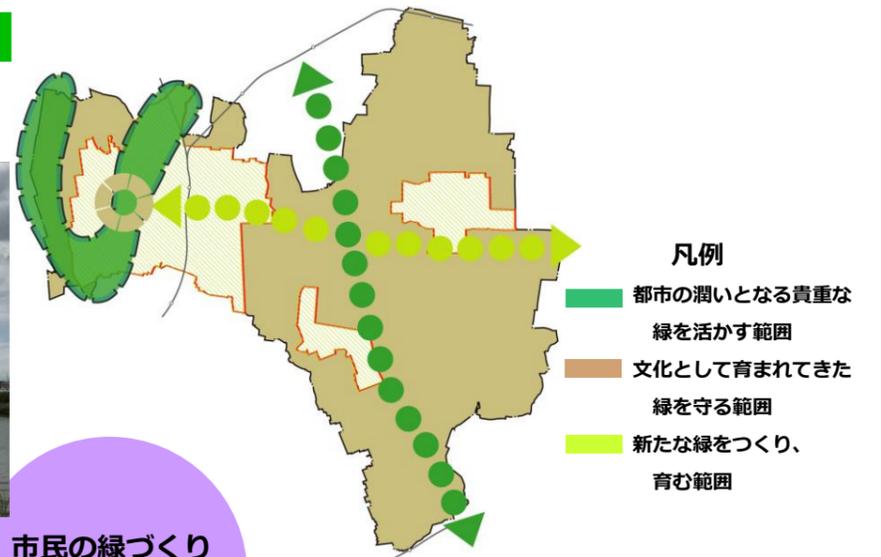
「都市の緑」への取組みの効果が見えるには、数十年の長い期間を要し、息の長い取組みとなります。そのため、これまでの基本理念を引き継ぎ、「STAGE2」として、公園、河川、田園等の良好な自然環境を適切に保全・活用し、緑を感じ、潤いのある都市環境を形成するため、本市ならではの緑づくりの基本理念と緑づくりの目標を以下のように定めます。

都市と田園、都市環境と自然環境が融合した
“心地良い”空間を支える水と緑づくり
～津島の歴史を未来へつなぐ水と緑の環 STAGE2～

本市ならではの「緑づくり」を進めるうえでは、本市の文化として受け継がれてきた水と緑のつながりとまとまりを守るとともに、歴史の流れの中で埋もれ、残された貴重な緑を活かし、これらを新しい緑でつなげていくことで、地域ごとに特色ある緑が水によりつながり生態の環となることを目指します。

都市の潤いとなる貴重な緑を活かす

日光川の緑や旧天王川・旧佐屋川の緑を始め歴史の流れの中で埋もれ、失われつつある貴重な緑を活かす。



文化として育まれてきた緑を守る

集落地に点在する社寺林や屋敷林、農地などの緑を始め本市の文化として受け継がれてきた水と緑を守る。



市民の緑づくりを支える

新たな緑をつくり、育む

自然の緑および文化の緑を、(都)名古屋津島線等を活用した東西の新たな緑でつなぐ。



5. 施策の体系

【緑づくりの基本理念】

都市と田園、都市環境と自然環境が融合した心地良い空間を支える水と緑づくり

津島の歴史を未来へつなぐ水と緑の環

- ◎ 新たな緑をつくり、育む
- ◎ 都市の潤いとなる貴重な緑を活かす
- ◎ 市民の緑づくりを支える
- ◎ 文化として育まれてきた緑を守る

【基本目標】

津島の歴史とともにある緑を守り・育み・つなぐ

地域ごとに固有の水と緑の環境を守り・育む

安全な暮らしを支える緑を守り・育む

市民の憩いの場であり、様々な生き物が暮らす緑の空間を適正に確保する

市民・民間・行政の協働により水と緑豊かなまちづくりを進める

【主要機能別の緑づくりの方針】

「環境」(環境保全・生物多様性等)

- ・市民が日常生活の中で気軽に自然に親しめる場、また生物の通り道となる「水と緑のネットワーク」の構築を図るほか、温室効果ガス排出量削減となる施策も取り「都市の緑」全体としての質の向上に努める。
- ・都市化の進行により、「ヒートアイランド現象」は顕著化しているため、都市計画法や農地法による都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、緑などの自然環境の保全に努める。
- ・本市の主要道路である、(都)名古屋津島線と(都)西尾張中央道等では植樹等を促進して、環境保全と生物多様性のネットワーク道路緑地軸となる「水と緑の環」の構築を図る。

「安全」(防災等)

- ・近年、大規模地震等の自然災害が発生するリスクが増大しているため、集团的農地からなる様々な主体が協力して、地域防災力の向上に資する体制づくりを行う。
- ・市街地では、都市的農地や空き地の活用、さらには身近な公園の整備により防災・減災機能の充実に努める。
- ・都市公園等は、遊具など公園施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持修繕を行い施設の延命化を図る。

「活力」(景観・歴史等)

- ・旧天王川・旧佐屋川及び津島神社一帯は、本市の成り立ちや治水の歴史を後世に伝える貴重な水と緑の軸であり、現況の緑の保全を図りつつ、そのネットワークの維持及び強化を図る。
- ・津島神社周辺の古い町並みなどは、当市固有の貴重な文化的資源である。これら資源を後世へ継承していくため、市民とともに景観に関して「つくり・守り・育む」といった活動を行い、景観の意識醸成と地域振興を図る。
- ・(都)天王通線等の市街地道路では、歩きたくなる歩行空間の形成と併せ、緑あふれた景観整備や民有地等での緑化の促進を行い、本市の緑のシンボル道路の形成を図る。
- ・改正都市緑地法により、生産緑地を含む市街化区域の農地は「都市にあるべきもの」と明確に位置付けられた。このため生産緑地法等を活用して、魅力ある都市農業の振興策を進め都市農地の保全に努める。

「生活」(健康・レクリエーション等)

- ・スポーツ系レクリエーションを楽しむ場である東公園一帯の機能維持及び利用増進を進め、健康増進を図る。
- ・コンパクトな都市構造への転換を推進するとともに、長期未着手の都市計画公園や生活圏内に公園が不足する地域を解消するため、市内の小規模な身近な公園を含め、都市公園等の配置を見直す。

「活用」(市民・民間活動等)

- ・公園利用者の多様なニーズに対応するため、公募設置管理制度(Park-PFI)や市民緑地認定制度などを活用し、官民連携による運営を推進する。
- ・アダプトプログラム活動を始めとする市民や民間団体による緑化活動を支援する。
- ・農地等の自然環境が有する多様な機能を地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等へ積極的に活用する「グリーンインフラ」の取組みを進める。

【施策の展開】

都市の潤いとなる貴重な緑を活かす

- ① 本市のシンボリックな緑の活用
- ② 水辺の活用
- ③ 農地の活用
- ④ 多自然型川づくりの推進

文化として育まれてきた緑を守る

- ① 農地の保全
- ② 本市の特徴でもある社寺林や屋敷林の保全
- ③ 農地・河川景観の保全
- ④ 歴史的景観の保全

新たな緑をつくり、育む

- ① 都市公園等の整備
- ② 「あいち森と緑づくり事業」の活用(身近な緑づくり)
- ③ 市民緑地・借地公園制度の活用
- ④ 小中学校等敷地の活用
- ⑤ 公園利用のニーズに合致した再整備と魅力化
- ⑥ 市民農園の整備(遊休農地の活用、貸与システムの構築)
- ⑦ 水と緑の回廊となる散歩みちの形成
- ⑧ 公共用地の緑化推進
- ⑨ 民有地の緑化推進

市民の緑づくりを支える

- ① 緑に関する情報提供
- ② 学習機会の拡大
- ③ 啓発活動
- ④ 緑の里親制度の導入
- ⑤ 行政の体制づくり

【計画目標値】

公園に関する目標

市民1人当たりの都市公園等の面積拡大
現在 9 m²/人
↓
目標 11 m²/人以上

緑地に関する目標

まちなか(市街化区域)の緑地率の維持
現在 9%
↓
目標 9%以上

市民満足度に関する目標

市民が自然環境に満足している割合の向上
現在 56%
↓
目標 60%以上

市民団体に関する目標

アダプトプログラム登録団体数の維持
現在 14 団体
↓
目標 14 団体以上